

11 私立法律学校特別監督廃止の件（明治二十一年五月）

（欄外注記1）
明治二十一年五月五日受
知事（代理・書記官・渡辺印）

学務課主任属大東重善（印）

第二部長 学務課長（元田印）

私立法律学校特別監督廃止之件

達按

専修学校

明治法律学校

各通

東京専門学校

英吉利法律学校

東京法学校

其校明治十九年十一月以来帝国大学総長ノ監督ニ属セラレ候処
右監督之義自今廃止候旨文部大臣ヨリ被相達候条其旨相心得ヘ
シ

知事

（抹消）
〔麴町区役所〕

神田区役所

東多摩
南豊島 郡役所

其区（神田区ハ専修学校明治法律学校英吉利法律学校東
郡京法学校東多摩南豊島ハ東京専門学校ト記入ス）明治

十九年十一月以来帝国大学総長ノ監督ニ属セラレ候処自今廃止
之旨別紙相達候条其旨相心得ヘシ

但別紙ハ其学校ヘ相達スヘシ

知事

理由

別紙文部大臣ヨリ達ニ付本按ヲ草ス

別紙ハ法律命令録ヘ綴ル（山本印）

（欄外注記1）

「送達五月七日」

〔明治二十一年普通第一種本庁命令録
学務課
616
A4
25〕